

## 令和6年度から市営住宅入居募集制度を一部変更します

川崎市では、市営住宅入居募集制度について、住宅に困窮する若年世帯や子育て世帯の入居機会を確保するとともに、申込者にとってわかりやすい制度とするため、令和5年第4回川崎市議会定例会における川崎市営住宅条例の改正や、関係規則改正等の必要な手続を経て、期限付き入居制度の拡充や、募集区分及び優遇倍率等の見直しを行いました。令和6年度から制度内容の一部を次のとおり変更します。

### 1 期限付き入居制度の拡充

#### (1) 子育て世帯向け期限付き入居制度の対象・入居期間の拡大(年100戸程度募集)

子育て世帯向け期限付き入居制度について、入居期間を高校卒業程度(18歳)まで拡大するとともに、子どものいない世帯や子どもが未就学児童でない世帯についても、世帯全員が40歳未満である場合には、入居(期間10年)が可能となります。

変更前	変更後
未就学児童を含む親族と2人以上の世帯 【期間】最年少の子が15歳に達する年度末	①未就学児童を含む親族と2人以上の世帯 【期間】最年少の子が18歳に達する年度末  ②申込者を含め同居親族全員が40歳未満の世帯 【期間】10年
※入居期間中に子どもが生まれた場合には、生まれた子が15歳に達する年度末まで、延長可能	※入居期間中に子どもが生まれた場合には、生まれた子が18歳に達する年度末まで、延長可能

#### (2) 60歳未満単身世帯の期限付き入居制度の新設(年20戸程度募集)

60歳未満の単身者世帯について、期限付き入居による募集を開始します。  
入居期間は5年とし、1回に限り5年の延長が可能となります。

### 2 募集区分・優遇倍率の見直し

申込者にとってわかりやすい制度とするため、「一般世帯向け」区分で設定している優遇倍率の一部について、特定の条件を満たす方に戸数枠を設ける区分優遇に統一するとともに、近年の定期募集回数の増加等による申込機会の拡大を踏まえて「5年以上落選」優遇を変更します。

#### 【優遇倍率(「一般世帯向け」区分のみ適用)の見直し】

対象	変更前		変更後	
	優遇の種類	倍率	優遇の種類	倍率
新築	「高齢者」「障害者」	5倍	「高齢者・心身障害者向け」区分として優遇	—
新築 及び 空家	「5年以上落選」	30倍	「5回以上落選」	5倍
	「特別(4人以上)」	3倍	「大家族世帯向け」区分として優遇	—
	「多子」	5倍	(世帯人数要件を5人以上から4人以上に緩和)	—
	「未就学児童」	5倍	「若年・子育て世帯向け」区分として優遇	—
	「母子・父子」「被爆者」 「引揚者」「公害」「ハンセン病」	5倍	変更なし	5倍

### 3 募集住戸の広さの設定の見直し

募集住戸の世帯人数について、主に間取りで設定していたものを、住戸面積を基にした設定に変更します。

変更前		変更後	
世帯	住戸	世帯	住戸
1人世帯	1DK、2DK(40㎡未満)等	1人世帯	概ね40㎡未満
2人世帯以上	2DK(40㎡以上)、3DK 4DK(大家族世帯向け)等	<u>2～3人世帯</u>	<u>40㎡～概ね55㎡未満</u>
		<u>4人世帯以上</u>	<u>55㎡以上</u>

### 4 実施時期及び周知方法

変更した入居募集制度については、令和6年6月の定期募集から実施します。

なお、入居募集制度が変更となることについて、令和5年12月及び令和6年3月に実施する市営住宅の入居者募集において、募集のしおりにチラシを同封するとともに、市ホームページ等でも周知します。

#### 【問合せ先】

まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 立谷  
電話 044-200-2946 (内線 36602)